

三 解散したとき（設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

四 保管振替業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない事態又は破産の原因たる事実の生ずるおそれがあると認められるとき。

（業務移転命令に伴う株主総会の特別決議に関する特例）

第九条の四 前条の規定による命令を受けた保管振替機関（次項及び次条第一項において「特定保管振替機関」という。）における商法第二百四十五条第一項、第三百四十三条、第三百四十五条第二項（同法第三百四十六条において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ十七第四項又は第四百八条第三項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 特定保管振替機関における商法第四百八条第四項の規定による決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

3 第一項の規定により仮にした決議（以下この項及び次項において「仮決議」という。）があつた場合に

においては、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。

4 前項の株主総会において第一項に規定する多数をもつて仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第二項」と読み替えるものとする。

(業務移転命令に伴う営業譲渡における預託債権者保護手続の特例)

第九条の五 特定保管振替機関が第十二条第一項に規定する営業譲渡を行う場合における預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けについては、第十二条の二第一項の規定にかかわらず、個別の預託債権者の承諾を得ないことができる。

2 前項の場合においては、第十二条第二項に規定する譲受会社は、債務の引受けの日から二週間以内に、当該債務の引受けの内容の要旨及びこれに対し異議のある預託債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第二項の規定による預託債権者の異議について準用する。

#### 第四節 合併、分割及び営業の譲渡

##### (特定合併の認可)

第十条 保管振替機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が保管振替業を営む場合に限る。以下この節において「特定合併」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、特定合併後存続する株式会社又は特定合併により設立される株式会社（以下この節において「特定合併後の保管振替機関」という。）について第三条の二第一項各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 合併認可申請書には、合併契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 特定合併後の保管振替機関が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。
  - 二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。
  - 5 特定合併後の保管振替機関（保管振替機関が特定合併後存続する株式会社である場合を除く。）は、特定合併の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。
  - 6 特定合併後の保管振替機関は、特定合併により消滅した保管振替機関の業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。  
（特定合併の場合の預託債権者の異議）
- 第十条の二 保管振替機関が特定合併の決議をした場合においては、預託債権者（参加者を除く。）に対する商法第四百十二条第一項の規定による催告は、することを要しない。
- 2 預託債権者（参加者を除く。）が商法第四百十二条第一項の異議を述べるときは、当該預託債権者の顧客口座簿を管理する参加者を經由して行わなければならない。
  - 3 預託債権者が商法第四百十二条第一項の期間内に異議を述べたときは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて、第二十八条第一項（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の

株券等の交付の請求又は第三十四条第一項の単元未満株式の同法第二百二十一条第六項において準用する同法第二百二十条ノ六第一項の規定による請求を行ったものとみなす。

4 前項の預託債権者に係る商法第四百十二条第二項の規定の適用については、同項中「第百条第一項後段、第二項及第三項」とあるのは、「第百条第一項後段及第二項」とする。

(特定合併の効果)

第十条の三 特定合併の時にいてその当事者となる保管振替機関の参加者（商法第四百十二条第二項において準用する同法第百条第二項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。）であつた者が現に受けている第十四条第一項ただし書又は第二項（これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による当該保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求は、特定合併後の保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、特定合併の日の前日までに顧客から別段の申出があつたときは、この限りでない。

2 保管振替機関が特定合併を行った場合には、当該保管振替機関に係る第二十九条第二項に規定する保管振替機関名義株式（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する第二十九条第二項の規

定により保管振替機関名義とされているものを含む。以下この項及び第十二条の三第三項において「保管振替機関名義株式会社等」という。）は、特定合併後の保管振替機関に係る保管振替機関名義株式会社等とみなす。

(新設分割の認可)

第十一条 保管振替機関が新たに設立する株式会社は、保管振替業の全部又は一部を承継させるために行う新設分割（以下この節において単に「新設分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、新設分割により設立される株式会社（以下この節において「設立会社」という。）について次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならぬ。

一 第三条の二第一項各号に掲げる事項

二 設立会社が承継する保管振替業

3 新設分割認可申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 設立会社が第三条第一項第三号から第六号までに掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 設立会社は、新設分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 設立会社は、新設分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

(新設分割の場合の預託債権者の異議)

第十一条の二 保管振替機関が新設分割に係る分割の決議をした場合においては、預託債権者（参加者を除く。）に対する商法第三百七十四条ノ四第一項の規定による催告は、することを要しない。この場合において、同法第三百七十四条ノ四第二項の規定は、当該預託債権者については、適用しない。

2 前項の場合における預託債権者に係る商法第三百七十四条ノ四第二項の規定の適用については、同項中「第一百条第一項後段第二項第三項及第三百七十六条第三項」とあるのは、「第一百条第一項後段及第二項」

とする。

3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、新設分割の決議に係る預託債権者の異議について準用する。

(新設分割の効果)

第十一条の三 第十条の三第一項の規定は、新設分割について準用する。この場合において、同項中「(商法第四百十二条第二項」とあるのは「(設立会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、商法第三百七十四条ノ四第二項」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは「請求(設立会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。）」は、「設立会社」と読み替えるものとする。

2 第十条の三第二項の規定は、保管振替業の全部について新設分割を行ったときの設立会社について準用する。

(吸収分割の認可)

第十一条の四 保管振替機関が他の株式会社に保管振替業の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割(以下この節において単に「吸収分割」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じ



ない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、吸収分割により保管振替業の全部又は一部を承継する株式会社（以下この節において「承継会社」という。）について次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第三条の二第一項各号に掲げる事項

二 承継会社が承継する保管振替業

3 吸収分割認可申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 承継会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 承継会社（保管振替機関が承継会社である場合を除く。）は、吸収分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 承継会社は、吸収分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

(吸収分割の場合の預託債権者の異議)

第十一条の五 保管振替機関が吸収分割に係る分割の決議をした場合においては、預託債権者（参加者を除く。）に対する商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定による催告は、することを要しない。この場合において、同法第三百七十四条ノ二十六第二項の規定は、当該預託債権者については、適用しない。

2 前項の場合における預託債権者に係る商法第三百七十四条ノ二十第二項の規定の適用については、同項中「第百条第一項後段第二項第三項、第三百七十四条ノ四第一項但書及第三百七十六条第三項」とあるのは、「第百条第一項後段及第二項」とする。

3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、吸収分割の決議に係る預託債権者の異議について準用する。  
(吸収分割の効果)

第十一条の六 第十条の三第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、同項中「(商法第四百十二条第二項)」とあるのは「(承継会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、商法第

三百七十四条ノ二十第二項」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは「請求（承継会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。）は、承継会社」と読み替えるものとする。

2 第十条の三第二項の規定は、保管振替業の全部について吸収分割を行つたときの承継会社について準用する。

（営業譲渡の認可）

第十二条 保管振替機関が他の株式会社に行う保管振替業の全部又は一部の譲渡（以下この節において「営業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、営業譲渡により保管振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この節において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第三条の二第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する保管振替業

- 3 営業譲渡認可申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
  - 4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。
    - 一 譲受会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。
    - 二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確實であること。
  - 5 譲受会社（保管振替機関が譲受会社である場合を除く。）は、営業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。
  - 6 譲受会社は、営業譲渡をした保管振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び第六条の二の発行者の同意に係る権利義務を承継する。  
（営業譲渡の場合の預託債権者の異議）
- 第十二条の二 保管振替機関が営業譲渡の決議をした場合においては、保管振替機関は、当該決議の日から二週間以内に、当該営業譲渡に伴う預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けの内容の要旨及びこれに対し異議のある当該債務の引受けに係る預託債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、か

つ、当該債務の引受けに係る参加者に対して各別にその旨を催告することができる。この場合において、預託債権者が当該期間内に異議を述べなかつたときは、当該預託債権者は、当該債務の引受けを承諾したものとみなす。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の場合における債務の引受けに係る預託債権者の異議について準用する。

(営業譲渡の効果)

第十二条の三 第十条の三第一項の規定は、営業譲渡について準用する。この場合において、同項中「(商法第四百十二条第二項において準用する同法第百条第二項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。)」とあるのは「(第十二条の二第一項後段の規定により預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けを承諾したとみなされるものに限る。)」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは「請求(譲受会社に譲渡する保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。)」は、譲受会社」と読み替えるものとする。

2 第十条の三第二項の規定は、保管振替業の全部の譲渡を行った場合の譲受会社について準用する。

3 保管振替業の全部の譲渡を受けた譲受会社は、前項において準用する第十条の三第二項の規定により当該譲受会社に係る保管振替機関名義株式等とみなされる株式、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する優先出資及び受益権、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資について、商法第二百二十六条ノ二第四項（資産の流動化に関する法律第四十九条及び第一百七十八条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十条において準用する場合を含む。）の規定による株券等の発行又は返還の請求をすることができる。

#### 第五節 解散等

##### （解散等の認可）

第十三条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 保管振替機関の解散についての株主総会の決議

二 保管振替機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立され

る株式会社が保管振替業を営まない場合に限る。）

（指定の失効）

第十三条の二 保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

一 保管振替業を廃止したとき。

二 解散したとき（設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

2 前項の規定により指定が効力を失ったときは、その保管振替機関であつた者又は一般承継人（合併により消滅した保管振替機関の権利義務を承継した者であつて、保管振替業を営まないものに限る。次条において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（指定取消し等の場合のみなし保管振替機関）

第十三条の三 保管振替機関が第九条の二第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は

前条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合においては、その保管振替機関であつた者又は一般

承継人は、当該保管振替機関が行つた保管振替業を速やかに結了しななければならない。この場合において、当該保管振替機関であつた者又は一般承継人は、その保管振替業の結了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第十三条の四 裁判所は、保管振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることが出来る。

3 第八条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第十五条第一項中「参加者は」の下に「、保管振替機関ごとに」を加え、同条第二項第四号中「その他の」を「その他」に改める。

第十七条第二項第四号中「その他の」を「その他」に改め、同条の次に次の一条を加える。